

# 自分の身は自分で守る

## 土砂災害に備えることで被害を最小限に



道の駅はちもり付近は、土砂が国道へ流出したため一時通行止めに

「だろう」ではなく「かもしれない」

今年の8月に広島県で発生した大規模な土砂災害では、多くの方の命が奪われました。この時の自治体の避難呼びかけや避難方法などについては、指示するタイミングが遅かったなど、さまざまな意見が出されています。このような災害から自分の身を

守るためには「災害は起こらないだろう」ではなく、「災害が起きるかもしれない」という意識を普段から持ち、いざという時にどのような行動をとればいいのか、備えておくことが大切です。

### 八峰町でも土砂崩れ被害が発生

気象庁は、今年の夏は大雨や日照不足が続くなど、30年に1回という「異常気象」であったと見解を示しました。

八峰町も8月5日から6日にかけて豪雨に見舞われました。八森では6日午後4時50分までの24時間降水量が、観測史上最大の172・5mmを記録しました。

町は災害対策警戒部（部長・副町長）を設置し、真瀬川流域の10軒ほどを職員が直接訪問して注意を呼びかけました。この大雨の影響で町内では土砂

崩れが発生し、道の駅はちもり付近の国道が一時通行止めになるなどの被害が出ました。

その後は雨も上がり、災害の起こる可能性が低くなったとして、警戒部を解除しました。しかし、町担当者は「雨が降り続くようであれば、災害対策本部（本部長・町長）の設置や避難所の開設もあ



ぶなっこランドへ向かう途中の土砂崩れ

### 避難勧告と避難指示の違い

今回の大雨で町は、「避難勧告」や「避難指示」を行いませんでした。しかし、災害が発生、または発生する可能性がある場合には、町長が町民に対して勧告や指示を行います。この「避難勧告」と「避難指示」はよくニュースで聞いた

### 土砂災害には3種類ある

さて、次は土砂災害について、特徴や前兆現象を紹介していきます。

土砂災害は台風・集中豪雨（ゲリラ豪雨）などによる大雨や融雪、地震、火山噴火によっても発生します。そして、土砂災害には、次の3つの種類があります。

#### ①がけ崩れ

**【特徴】** 急ながけが突然崩れ出し、家屋や道路を押しつぶす災害。高さ5m以上で傾斜の角度が30度以上のところや、がけの上部がせり出しているところは、特に注意が必要。

**【前兆現象】** がけに割れ目や裂け目が出てきている場合

・水が湧き出している場合  
・小石がバラバラ落ちてくる場合

#### ②土石流

**【特徴】** 大量の土砂が水と共に沢から流れ出し、家屋や道路を押し流す災害。谷の出口や急な谷川があるところや、溪流内に大きな石があると

ころなどは特に注意が必要。

**【前兆現象】** 溪流の流水が急に濁りだした場合や流水等が混ざりだした場合

・雨が降り続けているにもかかわらず、溪流の水位が急激に下がった場合。  
（上流に崩壊が発生し、流れがせき止められている可能性がある）

・雨が小降りになってきているのに、溪流の水位が低下しない場合



真瀬川の水位が上がった状態。水位が急に下がった場合は要注意

#### ③地すべり

**【特徴】** 広範囲にわたって斜面がそのまますべり出し、家屋や道路を押しつぶす災害。広範囲にわたって斜面の地形に凹凸や傾斜の緩急がみられる地すべり地形や、樹木の根曲りが見られるところでは、特に注意が必要。

#### 【前兆現象】

・池や、井戸の水が急に減ったり、濁ったりした場合  
・局部的な沈下や隆起および亀裂が見られる場合  
・傾斜に段差や亀裂が生じた場合

### 町内には「91」の土砂災害危険箇所が存在

前のページで、災害が発生、または発生する可能性がある場合に「避難勧告」や「避難指示」が行われると書きました。ここでは、土砂災害の場合、町内ではどのような場所で勧告や指示が行われる可能性があるのでしょうか。

土砂災害が発生する危険がある箇所は、秋田県が調査しています。調査の結果、町内には「91カ所」あることが分かりました。そのうち「37カ所」は、土砂災害警戒区域に指定されています。（平成26年3月28日現在）また、土石流に巻き込まれる可能性がある地域は表1のとおりです。

この区域に指定されると、町では土砂災害から命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように避難体制の整備をする必要があります。しかし、町では東日本大震

【表1】土石流に巻き込まれる可能性がある地域（氾濫域含む）

八森地区	岩館	小入川
	滝の間	茂浦
	中浜	椿台
峰浜地区	本館	
	大久保岱	手這坂
	大信田	

### 情報の収集と早めの避難が肝心

何も対策をしなれば命を落とす危険性が高くなってしまう。それでは、土砂災害から自分の身を守るためにどういったことを行えばいいのでしょうか。県の避難マニュアルなどからまとめました。

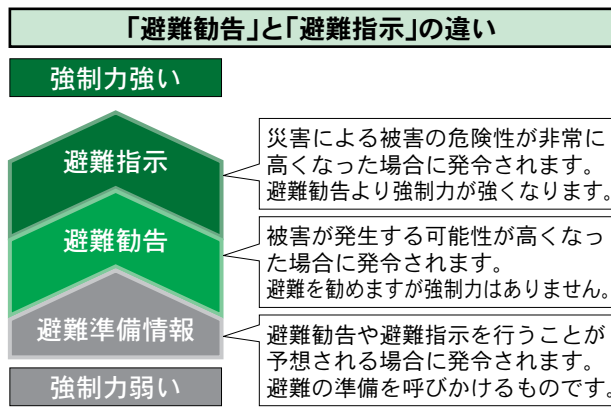
1. 危険箇所を把握する  
まずは住んでいる地域の危険な場所を把握しましょう。土砂災害危険箇所について県から説明を受けた自治会や、受けていない自治会もあると思います。県のホームページでは「土砂災害危険箇所マップ」が公開されており、こ

り、新聞で目にしたりの紹介があります。その違いについて紹介します。

**避難準備情報**  
特に高齢者など避難に時間のかかる町民に、早めに呼びかけるものです。

**避難勧告**  
避難の対象となった住民に、安全な場所へ避難を呼びかけるものです。

**避難指示**  
人的被害が出る可能性がとて高くなっている状況で、ただちに避難するよう指示するものです。ただし、避難しなかった住民に対する罰則規定などはありません。



2. 情報を収集する  
土砂災害は、台風や集中豪雨、長雨の時に多発しています。ということは、雨に関する情報を的確に集める必要があります。ラジオやテレビはもちろん、町や消防署、警察署などからの情報にも注意しましょう。

3. 早めに避難する  
長雨が続きたり、大雨が降ったりして危険だと思ったら早めに避難しましょう。これまでに2回、土砂災害の避難訓練を実施した、大久保岱の田村自治会長は、「土砂災害は『起こらないだろう』ではなく、『起こるかもしれない』とあって、逃げるのが大事」と早めに避難することの大切さを話してくれました。表1に挙げた地域以外の住民の方も、出かけている先などで土砂災害に巻き込まれる可能性ががあります。すべての住民が、日頃から防災に対する意識を高く持ちましょう。そして、雨に関する正しい情報を集め、行動することで自分の安全を守りましょう。